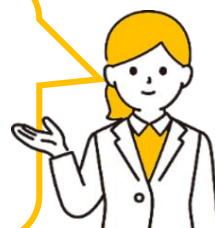


# 商店街活力向上補助金 【賑わい創出事業】

市内の商店街の魅力の増進と賑わい創出を図り、本市商業の振興に資することを目的として、商店街の継続的な賑わいの創出に資する取組を対象に、経費の一部を補助します。



## 補助上限額・補助率

**上限50万円（補助率1／2）**

※応募者多数の場合は希望額に沿えない場合があります。



## 補助対象者

**組合 または 組合に準ずる任意団体**

## 公募期間

**2024年4月1日～4月23日**  
(事業実施期間：交付決定日～2025年3月31日)

## 補助対象経費等

### 対象経費

#### ■ 継続的な販わい創出につながる事業に係る経費

※ただし、経費のうち30%以上は、新規顧客獲得に向けたマーケティング・販売促進に係る事業経費としてください。

#### 事業の参考例

- ・ イベント時に後日使えるクーポンを配布し、日常の販わいにつなげる【クーポン印刷費、取扱店ポスター印刷費】
- ・ 周辺地域の商業施設からシャトルバスを運行する等、来街者を増やす【シャトルバス運行費】
- ・ 初めてSNS公告・チラシ折込を行い、ターゲット層を広げる【SNS公告費、チラシデザイン費・印刷費・折込料】
- ・ 商店街HP・ECサイトを立ち上げ、商店街での物販購入につなげる【HP構築・デザイン費、広告宣伝費】

注) 例は参考です。対象事業を限定するものではありません

### 対象外経費

- 人件費（事業のために臨時的に雇用する者以外へ支給するもの）
- 飲食費
- 販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費
- 実施主体の構成員に対する賃借料又は会場使用料、謝礼、会議費
- 電化製品の購入費
- 商店街の維持管理に係る経費（施工工事、修繕、清掃等）
- 送料、振込手数料
- 経費に係る消費税及び地方消費税額

### 補助金交付の流れ



応募、報告様式は市HPからダウンロードしてください。

### お問い合わせ



福山市 経済環境局 経済部 産業振興課  
〒720-8501 福山市東桜町3番5号 福山市役所9階  
TEL : 084-928-1038 FAX : 084-928-1733  
メール : shougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp



市HPはこちら